

## 世界遺産暫定一覧表記載物件の準備状況と課題等について

平成 30 年 4 月 16 日  
文化庁記念物課

## 1. 暫定一覧表記載の資産

## (1) 武家の古都・鎌倉（平成 4 年暫定一覧表掲載）

「武家の古都・鎌倉」は平成 24 年に推薦書を提出。その後、再推薦に向けて準備中。

## A) 作業状況

- ・ 比較研究委員会や中国の専門家を招聘した国際専門家会議を通じて、再推薦に向けて主張する顕著な普遍的価値について検討を行った。

## B) 課題等（○価値証明に関するもの、□保全管理に関するもの、以下同）

○京都、奈良などの寺院や神社を構成資産とした世界遺産が有する価値とは差別化が図られた顕著な普遍的価値のコンセプトの構築が必要である。

○主張する価値に対して適切な構成資産を選択する必要がある。また、想定される構成資産の多くが再建された経緯を有する中で、それらが真実性及び完全性を有していることを学術的な裏付けの下に説明することが求められる。

○主張する価値のコンセプトに即した比較研究が求められる。

## C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 推薦希望時期は検討中。

## =====

## (2) 彦根城（平成 4 年暫定一覧表掲載）

## A) 作業状況

- ・ 学術検討委員会を立ち上げ、彦根城及び城下に点在する関連資産を念頭に、顕著な普遍的価値、構成資産及び資産範囲、緩衝地帯の範囲、保存管理の手法等について検討を行った。

## B) 課題等

- 顕著な普遍的価値の妥当性に関する検討。
- 主張する価値とそれを証明する構成資産との対応関係に関する検討。

- 主張する価値に立脚した比較研究の実施。
  - 開発圧力が比較的強い都市域において、特に資産周辺における影響をいかに制御するか。
  - 主張する価値等について国内外で広く共有を図ることが必要。
- C) 自治体における推薦時期の希望等**
- ・ 平成 30 年度に推薦書原案をまとめ、平成 33 年度までの世界遺産推薦、平成 36 年度までの世界遺産登録を目指している。

---

### **(3) 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群（平成 19 年暫定一覧表掲載）**

#### **A) 作業状況**

- ・ 当該遺産の価値付けの方向性の検討に加えて、国際的な理解促進、包括的保存管理計画の策定等を課題として検討している。

#### **B) 課題等**

- 国内及び東アジア諸国の類似資産との比較研究を通じて、明確にそれらとは異なるテーマの設定が必要。
- 主張しようとする価値に貢献する適切な構成資産の選択が必要。
- 主張しようとする価値に対して、史跡などの指定範囲が限定され十分な資産範囲が確保されていない資産が含まれているため、追加指定等を行う等の法的担保措置について検討する必要がある。
- 個別資産に係る保存管理計画の見直しや策定を踏まえて、包括的保存管理計画を策定する必要がある。

#### **C) 自治体における推薦時期の希望等**

- ・ 推薦希望時期は未定。

---

### **(4) 平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群（拡張：平成 24 年暫定一覧表掲載）**

「平泉」は平成 23 年に 2 回目の推薦により世界遺産一覧表に掲載されている。その際、最初の推薦時には含まれていたにもかかわらず、再推薦時に含めることができなかつた構成資産を中心に、拡張登録を目指すもの。

### A) 作業状況

- ・ 学術委員会，研究集会等を実施し，拡張登録を行う上でのコンセプト及び構成資産の位置づけについて検討中。

### B) 課題等

- 拡張しようとする構成資産に関する調査研究の実施及びすでに登録されている資産との関係の明確化。
- 拡張のために必要な顕著な普遍的価値の確定及び共有。
- 拡張しようとする構成資産について，史跡の追加指定など保護措置の充実が必要。

### C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 現時点では未定。

## 2. 今年度に推薦を希望する資産

### (1) 北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群（平成 21 年暫定一覧表掲載）

平成 29 年 7 月 31 日付けで，世界文化遺産部会より関係地方公共団体に対して示された課題に対する対応状況。（以下，準備状況報告書より抜粋。）

**課題 1**：地域文化圏で顕著な普遍的価値（OUV）を主張する妥当性を論理的に説明すること。その上で，北海道・北東北地域文化圏の優位性・特異性・代表性について，比較研究等によって明確に示すこと。

#### [対応]

- ・ 縄文時代を通じて地域文化圏が存在していたことについて，その意味や内容を含めて専門的知識を有していなくても理解できるよう，平易な表現で説明を加えた。
- ・ 各地域文化圏について，集落のあり方の変遷を示す要素や祭祀・儀礼空間の有無，景観，活用状況等の視点で詳細に比較した。

**課題 2**：地域文化圏内での多様性，又は 1 万年間の変動性に留意しつつ，本資産が主張する OUV についてわかりやすく説明すること。特に評価基準(v)について，集落周辺の土地利用の在り方を含め十分に説明すること。

#### [対応]

- ・ 北海道・北東北の縄文遺跡群の顕著な普遍的価値(OUV)を示す各構成資産の要素の次の2つの属性について再整理し、主張の柱として、端的でわかりやすい表現の説明に改訂。
  - 定住のあり方を示す集落構造と祭祀・儀礼空間
  - 安定的な生活を可能とする集落環境
- ・ 適合する評価基準は引き続き(iii)及び(v)とし、属性との関連性が明確な説明に改訂。
- ・ 気候や海水準の変化、火山噴火の有無及び集落の変遷については、図や表などを作成して視覚的にもわかりやすい記載とした。

**課題3**：狩猟・採集・漁ろうによる集落及び祭祀の在り方と農耕によるそれとの共通点及び相違点について、わかりやすく説明すること。また、北海道・北東北の地域文化圏として一つの文化が1万年間継続したことについて、その背景も含めてわかりやすく説明すること。

**[対応]**

- ・ 縄文時代以前の旧石器時代、後の弥生時代における集落及び祭祀のあり方について、比較した。
- ・ 継続性については、その背景となる環境についても十分に説明し、さらに気候や海水準、植生の変化等についても説明した。

**課題4**：構成資産選択の妥当性について、論理的に説明すること。特に完全性の観点から、OUVを提案する17資産で過不足なく示せているかどうか、構成資産の選択についてよく検討すること。

**[対応]**

- ・ 構成資産の要件を再整理し、OUVを示す要素を過不足なく含めた範囲であるか見直し、修正を行い、併せてそれら構成要素の属性について再確認した。
- ・ 継続性を説明するためには、いずれの構成資産も欠かすことはできないので、時間軸や環境の変化などとの関連性を整理し、それらの図を作成して視覚的にもわかりやすい説明とした。

**課題5**：開発圧力との調整、資産範囲に関する完全性の向上などについて、継続して取り組むこと。

[対応]

- ・ 既存の道路及び道路計画については、引き続き道路管理者や開発事業者などの関係機関と綿密に協議し、資産に影響を及ぼさない措置を講じるものである。将来の開発圧力に対しては、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会を設置しており、情報の把握と共有、影響評価、協力要請を含む保全対策や事後確認などを行う管理体制として円滑な運用を確立するために、協議会の連絡会議を構成する関係自治体の文化財保護主管課と開発許認可主管課とが中心となり遺産環境評価体制等について検討を重ねている。
- ・ 資産範囲については当面必要な史跡等の追加指定を終了している。万全の保護措置として各自治体が継続して追加指定及び公有地化を進めている。

**課題6**：個々の構成資産だけではなく、全体が一つの資産として理解できるよう、展示・解説等を整えること。

[対応]

- ・ 包括的保存管理計画に、公開・活用についての資産全体の共通方針を掲げており、その中で拠点資産を設定し、資産全体の価値の理解の促進を図るとともに、各構成資産への来訪を促す情報発信拠点として整備することとしている。
- ・ 縄文遺跡群を解説したパネルを作成し、全ての構成資産のガイダンス施設などに設置した。
- ・ 共通仕様の各構成資産ハンディサイズリーフレット改訂版（日・英）を作成した。各構成資産に配置して活用することとしている。

=====

**(2) 金を中心とする佐渡鉱山の遺産群（平成22年暫定一覧表掲載）**

平成29年7月31日付けで、世界文化遺産部会より関係地方公共団体に対して示された課題に対する対応状況。（以下、準備状況報告書より抜粋。）

**課題1**：多数の鉱山遺跡が既に世界遺産一覧表に記載されている中で、それらと明確に差別化された佐渡鉱山の顕著な普遍的価値を主張すること。また、比較研究の対象を貴金属鉱山に絞り込むことの妥当性を検討し、適切に記述すること。

[対応]

- ・ 登録済・暫定記載を中心とした 21 の鉱山について、鉱業技術と組織体制（集落構造含む）の観点から比較研究した。
- ・ その結果、江戸時代に鎖国という世界的に特異な体制下で、西欧とは異なる独自の鉱山開発のあり方を示す物証が残る鉱山として稀有な存在（佐渡のみ）であり、それにより明治期の機械工業化が他地域と比べて極めて円滑かつ短期間に成功したことを、世界史的な観点で普遍的価値として整理した。

**課題 2**：佐渡の鉱山社会（社会組織）が、評価基準(iii)で求められる「文化的伝統の物証」として相応しい独自又は稀有な文化の痕跡であることを示すこと。

[対応]

- ・ 課題 1 で示した普遍的価値を、西欧とは異なる文化的伝統の存在を代表するものとして、評価基準(iii)に絞って主張した。

**課題 3**：各評価基準に対する構成資産の貢献について、より論理的に示すこと。特に評価基準(iii)に対する大間港、戸地川第二発電所、2つの石切場の貢献、評価基準(iv)に対する各集落、信仰・芸能に関連する資産の貢献について整理すること。

[対応]

- ・ OUVの見直し（課題 1・2 への対応）に併せて、説明に必要な最小限の構成資産として、西三川砂金山、鶴子銀山、相川金銀山の 3つの鉱山を選択した。
- ・ 昨年は評価基準(iv)で、金生産技術の集合体の代表とし価値を説明するため、大間港ほか 4カ所を構成資産に含めたが、今年は鉱山技術と組織体制を文化的伝統として評価基準(iii)で主張することから、単体での貢献説明が難しい 4カ所を構成資産から除外した。

**課題 4**：同一島内には位置するものの、離れて立地する西三川砂金山と鶴子銀山及び相川金銀山とが、シリアル・ノミネーションの構成資産として適切に選択されていることを、文化的・歴史的一体性の観点から説明すること。

[対応]

- ・ 金獲得の必要性から、常に国による経営（関与）が継続する中で、金生産が奉行所を中心とした一体的なシステムで行われたことを改めて説明した。

**課題5**：主張する価値を証明する上で必要な各構成資産の特質を、個別資産や歴史の記述を通じて確実に記述すること。特に考古遺跡である鉾山集落では、主張されている社会組織としての特質に関して十分な根拠を記述すること。

**[対応]**

- ・ 各種調査成果や文献史料などを使いながら、個別資産の特質を明確に理解できるよう過不足なく記述し、それらが、主張する価値の裏付けになっていることを改めて示した。

**3. 既に推薦書を提出している資産**

**(1) 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産**

- ・ 昨年1月にユネスコに対し推薦書を提出。昨年9月のイコモス現地調査等を経て、本年5月頃にイコモス勧告が行われ、6月～7月開催の第42回世界遺産委員会で審議される予定。

**(2) 百舌鳥・古市古墳群**

- ・ 本年1月にユネスコに対し推薦書を提出。本年秋頃にイコモス現地調査が実施される予定。